

事 務 連 絡
平成 31 年 2 月 28 日

各都道府県バス協会 専務理事 殿

公益社団法人日本バス協会
理 事 長 梶 原 景 博

貸切バス運送契約に係る消費税率の考え方について

平素より当協会の運営につきましては格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先日の 2 月 8 日に開催いたしました貸切委員会において、事務局より説明をさせていただきました「貸切バス運送契約に係る消費税率の考え方」につきまして、改めて報告をさせていただきます。

別添の貸切バス契約のモデルケースを想定した説明表は日本バス協会の管轄である麴町税務署に確認をし、税務署の見解をまとめたものです。

麴町税務署からは、貸切バスの契約は請負工事等の契約と同様の扱いになる旨の指導がございました。なお、乗合バスは運賃、定期など 10 月以降の乗車でも 9 月 30 日までに旅客券、定期券を購入すれば運賃は 8%ですが、貸切バスについては異なる取り扱いとの見解でした。

貸切バスについては、原則 10 月以降の運行については 10%になります。ただし、例外として、別添のケース 1 の平成 31 年 3 月 31 日までに契約をした単発の運行に関しては、平成 31 年 10 月以降に運行しても、消費税は 8%のままでよいということです。運賃收受をするタイミングは事前精算でも事後精算でも 8%であるということになります。

この扱いについて、貴協会でご了知いただくとともに、貴協会傘下会員事業者へ周知方よろしく願いいたします。

なお、説明表のケースをはじめ、個々のケースに関しましては、各事業者の最寄りの税務署にてご相談いただきますようお願いいたします。その他、消費税に関わる問い合わせも最寄りの税務署にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

以上

